

四條畷市福祉計画策定専門部会議事録

開催日：令和5年10月30日（月）10：00～

会 場：四條畷市役所 東別館付属棟 1階大会議室

出席者：小寺部会長、小林副部会長、岡田委員、中村委員、北井委員、山本委員、井上委員、川岸委員、奥田委員、堂棺委員

出席職員：小川主幹（高齢福祉課）、三谷施設長代理（児童発達支援センター）、高岡所長代理（保健センター）、西川主任（子ども支援課）、宮地主任（子ども政策課）、北井主任（子育て総合支援センター）、竹本主任（生活福祉課）、阪上課長・山口主任・楠本主査（福祉政策課）

【事務局】

本日は、ご多用の中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。ただ今から、第3回四條畷市地域福祉計画策定専門部会を開会いたします。わたくし、本日の司会を努めさせていただきます福祉政策課の楠本と申します。よろしくお願いいたします。開催に先立ちまして、福祉政策課長の阪上から挨拶を申し上げます。

【阪上課長】

皆さま、ご多忙のところ、本日はこの会議にお越しいただき誠にありがとうございます。本日は、来年度からの第5期四條畷市地域福祉計画策定に向け話し合い、より良い結論に向かうために集まっていただきました。それぞれに違ったバックグラウンドを持つ皆様からの視点や意見は大変価値があるものであり、有意義な意見交換がなされることを楽しみにしています。

なお、皆様の貴重な時間を最大限に活用するためにも、効率よく進行することを心がけていきたいと思っております。ご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。それでは、会議を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、本日の会議の成立について、ご報告させていただきます。本日は委員10名中10名が出席でございます。四條畷市福祉計画検討委員会規則第3条第2項の規定により、過半数のご出席をいただいておりますので、会議は成立いたしますことを報告いたします。

庁内の出席者を紹介させていただきます。高齢福祉課主幹の小川です。障がい福祉課課長代理の寺本です。生活福祉課主任の竹本です。子ども政策課主任の宮地です。子ども支援課主任の西川です。子育て総合支援センター主任の北井です。保健センター所長代理の高岡です。児童発達支援センターにつきましては、都合により欠席です。福祉政策課課長の阪上です。同じく主任の山口です。以上です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

では本題に入る前に資料の確認をさせていただきます。事前にお送りしていただきました資料をお持ちでしょうか。お忘れの方はいらっしゃらないようですので進めさせていただきます。それでは、これ以降の議事の進行につきましては、四條畷市福祉計画検討委員会規則第3条に基づき、小寺部会長にお願いいたします。

【小寺部会長】

みなさん、こんにちは。よろしくお願いいたします。では、議事を進めさせていただきます。まず、会議の公開・非公開について、決める必要がございます。事務局から、市の会議公開制度

についての説明をお願いいたします。

【事務局】

本専門部会の会議の公開・非公開について説明させていただきます。本市では、「審議会等の会議の公開に関する指針」により、法律や条例のみならず要綱等による会議体についても、その審議状況を市民に明らかにするため、原則として公開するものとしております。よって、本専門部会の会議についても公開とし、ご意見や議事内容等についても、ホームページ等において公開したいと考えております。

【小寺部会長】

いかがでしょうか。ただ今の説明のとおり本委員会の会議を公開とすることに意義はないでしょうか。では公開といたします。それでは、さっそく第5期四條畷市地域福祉計画の説明を事務局のほうからよろしく申し上げます。

【事務局】

では、事務局のほうから第5期地域福祉計画の素案について、説明させていただきます。まず、資料につきまして、計画の素案を皆様に事前に送付しておりましたが、修正が複数ございましたので、新たに印刷してお配りしています。

表紙はご覧の通りです。表紙の次のページには市長の挨拶が入る予定ですが、現在調整中です。1ページの「もくじ」です。この中の第4章の基本方針1～8が囲われている形になっていますが、修正して囲みがない形になります。

次から第1章 基本的な考え方です。2ページになります。

1 計画策定の背景では、私たちを取りまく社会情勢や各地域の状況の変化を背景に、いかに地域福祉を推進していくか、を述べています。

3 ページに進みます。2 計画の位置付けでは、本市における地域福祉計画と関係する各計画の関係を示した図を掲載しています。3 ページ下の図をご覧ください。中央に地域福祉計画及び福祉関連の各計画が並んでおり、その周辺にさらにほかの計画が位置づけられています。まず、「なわてみんなの福祉プラン（四條畷市地域福祉計画）」で、記載されている通り、「四條畷市自殺対策計画」「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」を包含したものです。その下に並んでいる、なわて高齢者プランをはじめとした福祉保健分野の上位計画となります。そして、それらの計画の下に記載されている「四條畷市健康寿命延伸基本方針」ですが、市民の皆様が色々な切り口から健康を知り、自分に合った健康づくりを行うことで、「しぜんと生きる健幸のまち」となることをめざすもので、福祉保健分野の各計画全体にかかるものです。次に「一番上に位置付けている「四條畷市総合計画」ですが、住民と行政の基本的な行動指針を定めている、本市の最上位（一番上位）計画です。地域福祉計画はこの「四條畷市総合計画」と整合性をとれるように作成しています。次に右側に配置されている「四條畷市社会福祉協議会 四條畷市地域福祉活動計画」ですが、これは社会福祉協議会が定める「地域福祉活動計画」と一体的な計画であるということを表しています。

4 ページです。3 計画の期間ですが、先ほど申し上げた通り、令和6年度から令和10年度です。4 地域福祉の定義ですが、地域共生社会の実現に向け、自助・共助・公助の連携が必要であるということが記載されています。

5 ページから8 ページまでは、「地域福祉に関連する主な団体、機関等」の解説を掲載しています。

9 ページにうつります。5 計画策定の体制です。本計画の策定経過を記載しています。昨年度のアンケート調査、福祉計画検討委員会及び福祉計画策定専門部会を経て、年明けにパブリックコメントを実施予定です。お配りしている資料では既に実施したことになっていると思いますが、あくまでも来年の予定です。

10 ページから第 2 章 四條畷市の現状です。

19 ページまで各統計から、四條畷市の現状を掲載しています。各課からの報告や、住民基本台帳、国税調査などから数字を抽出しています。ここはまたご確認いただきたいと思います。

20 ページにとびまして、2 にいきます。調査結果からみる四條畷市の現状です。本計画を策定するにあたって、市民の方々を対象に、「第 5 期四條畷市地域福祉計画策定にかかるアンケート調査」を行いました。その一部を抽出し考察しています。アンケートの概要については、18 歳以上の市民 1,000 人を対象に、アンケートを送付し、アンケート用紙での回答かウェブでの回答をいただいております。回答数は 433 通で回答率は 43.3%となっています。

次、21 ページに移ります。ご近所付き合いについてです。どの程度のご近所付き合いをしているか、とご近所付き合いに対しての考え方について考察しています。結果、「ご近所付き合いは必要だとは思いますが、実際はあまりしていない」という結果です。隣近所での助け合いが地域福祉の促進につながると住民に認知してもらう必要があります。

22 ページです。地域の行事や活動への参加についてですが、地域の行事や活動への参加の程度と参加していない理由を抽出しています。結果は、地域の行事や活動に「参加していない」が約 63%、理由では「仕事や家事・育児などで忙しい」「どのような行事や活動があるか知らないから」の計で約 62%でした。活動に参加してもらうための方策は必要です。

23 ページです。福祉サービスについてですが、福祉サービスの利用で不満を感じたことがあるか、とそれはどのようなことか、の問を抽出しました。福祉サービスを利用したことがある人の中で、「不都合や不満を感じたことがある」人は「ない」人の半数程度でした。また、不満を感じたのは、サービスの申し込み先や、サービスの選び方が不明瞭であったとのことです。住民が求めている情報について、わかりやすく伝えていく必要があります。

次 24 ページです。四條畷市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員の認知度です。いずれも地域社会にとって重要な役割を担っていただいております、住民の認知度を高めていくことで地域福祉の推進につながります。

25 ページです。隣近所の困っている人への援助について、についてです。「安否確認の声掛け」「買い物の手伝い」「ごみ出し」の割合が高い結果となっています。共生社会をつくるためには一人一人が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支え合う「こころのバリアフリー」を大切にし、声を掛け合っ、お互い様の気持ちをはぐくめるような地域を目指します。

次、26 ページから 30 ページには、皆様に実施しましたヒアリング調査の結果について掲載しています。31 ページをご覧ください。皆様の意見を内容によって 3 つに分類したものが左の縦の列、中央の列には、それぞれのご意見に対応する課題を掲載しました。そして右の列には、それらを基に第 5 期計画での取組み内容を設定しています。また後で出てきますが、右の列の第 5 期計画での取組み内容が新しい計画の 3 つの基本目標となっています。

32 ページに移ります。第 4 期計画のふりかえりです。

基本目標 1 地域福祉を支える人づくり～個々の意識向上～について、です。内容としては、地域福祉の推進に向け、住民一人ひとりの地域福祉の主体としての自覚を促すため、地域福祉や地

域共生の理念の普及、福祉に関する学習機会や福祉体験機会の提供、地域福祉活動のPR等を行うとともに、福祉人材の確保・育成に向けた取り組みを推進する、でした。

市の取り組みとしては、第4期地域福祉計画のHPでの掲載、概要版の配布、地域の団体の活動内容について、SNS等を利用した周知啓発に努めました。

また、第4期地域福祉計画では数値目標を設定しており、基本目標1の数値目標の指標は「地域の支え合いの必要性を感じる人の増加」と「ボランティア活動に参加したい人の増加」でした。

「地域の支え合いの必要性を感じる人の増加」では目標値91%に対してアンケート調査による結果は87.8%でした。「ボランティア活動に参加したい人の増加」では、目標値45%に対してアンケート調査による結果は36.2%でした。

まとめとしては、数値目標にどちらも届いておらず、「人と人との支え合い」「ボランティア活動を知る機会の充実」について継続した周知啓発が必要です。

基本目標2 地域共生社会の仕組みづくり～我が事・丸ごとの地域づくり～について、です。内容としては、地域のつながりを強化し、地域の支え合いの仕組みを作るため、住民個々の生活状況に応じて、できる範囲で地域に参加しやすい環境をつくることや、住民が地域に参加しやすい環境づくりや地域福祉を担う者となる地域活動への支援に取り組むとともに、支援が必要な人に適切な支援が行えるよう、対象者ごとに整備された公的福祉サービスを「縦割り」から「丸ごと」へと転換していくため体制づくりを進めていく、ということでした。

市の取り組みとしては、なわて災害時地域支え合い制度（避難行動要支援者）について市民課でチラシの配布、同時に自治会への加入案内や、あいさつ運動の奨励を行いました。また、地域生活での課題を「丸ごと」受け止める仕組みづくりとして、四條畷市地域生活困窮丸ごと支援会議を招集し各ケースの検討を行いました。令和4年度から「対象者全体の会議をまとめて開催する形」から「会議が必要になったら個別にすぐ開催する形」に変更し、現在も同様の形を継続しています。他には、「地域交流ひろば」について、福祉基金助成金の活用や市HPへの掲載を通して、引き続き幅広い年齢層の居場所づくりにつながる地域交流活動を推進・支援しました。

基本目標2の数値目標の指標は、「住んでいる地域の行事や活動に参加している人の増加」「ボランティア活動の経験がある人の増加」「立ち話以上の近所づきあいがある人の増加」の3点でした。「住んでいる地域の行事や活動に参加している人の増加」について、目標値50%に対し結果は36.4%、「ボランティア活動の経験がある人の増加」について、目標値22%に対し結果は16.7%、「立ち話以上の近所づきあいがある人の増加」について、目標値58%に対し結果は47.9%でした。

3項目において目標値を下回る結果となりました。地域の中の人と人とのつながりが希薄になっている実態が浮き彫りになっています。地域の活動についての啓発や参加の促し、隣近所の人との関係性が地域福祉に大きく影響すると考えられます。隣近所との関係性に対して、大きく寄与するであろう行事やボランティアなどの啓発は、内容を誰が見てもわかりやすいように配慮するなど、様々な面で工夫を心がける必要があります。

基本目標3 安心して暮らせる社会環境づくり～誰もが住みやすいまちづくり～についてです。内容としては、安全・安心のまちづくりに向けて、交通バリアフリー、情報バリアフリーの環境整備とともに、防災対策、災害時の支援体制づくりに取り組む、というものでした。市の取り組みとしては、避難行動要支援者名簿を管理する地区の代表や自主防災組織、民生委員等に対し研修

の実施、制度についての広報掲載を行い、地域での横つなぎを促進し、災害時の連携体制の確立を図りました。

公共交通機関では、コミュニティバスの代わりとして「デマンドタクシー」の実証運行を実施しました。

基本目標3の数値目標の指標は、「四條畷市避難行動要支援者支援プランを知っている人の増加」と「地域への情報提供に同意する避難行動要支援者の割合の増加」でした。「四條畷市避難行動要支援者支援プランを知っている人の増加」について、目標値15%に対し結果は12.2%、「地域への情報提供に同意する避難行動要支援者の割合の増加」については、目標値57%に対し結果は65.3%でした。

まとめとしては、「四條畷市避難行動要支援者支援プラン」を知っている人については、目標値から若干下回る結果となりましたが、地域への情報提供に同意する避難行動要支援者の割合は目標値を上回っています。今後も継続して制度の周知啓発を行い、これらの数字が向上するように努める必要があります。

基本目標4適切な支援につなぐ仕組みづくり～誰もが自立して暮らせるまちづくり～についてです。内容としては、さまざまな困難を抱え支援を必要とする人に、それぞれの状況に応じた適切な支援を行うことができるよう、関連計画における施策との連携による効果的な取組を展開するとともに、包括的な支援体制の整備に取り組むというものでした。市の取組みとしては、生活困窮者自立支援法による各事業の整備や、無料職業紹介所の就労支援コーディネーターの支援を行いました。また、関西福祉科学大学教授を講師として招き、ゲートキーパー養成講座を開催、健康・医療・育児総合相談事業として、電話やスマートフォン等を通じたチャットボットによる健康・医療・介護・出産・育児・メンタルヘルスなどに関する無料相談を行っています。

数値目標の指標としては、「保健福祉サービスや相談体制への満足度の増加」「成年後見制度の概要を知っている人の増加」「自殺者数（5年間の平均）の減少」の3点でした。「保健福祉サービスや相談体制への満足度の増加」は目標値43%、結果44.7%、「成年後見制度の概要を知っている人の増加」は目標値43%、結果41.1%、「自殺者数（5年間の平均）の減少」は目標値30%減少、結果6人でした。

まとめとしては、「保健福祉サービスや相談体制への満足度」、「成年後見制度の概要を知っている人」については、目標値と大きな差異はなく良好な結果です。今後もこれらの数字を高めていくため、啓発活動等を行うことが必要です。自殺者数については、ほぼ30%減少しています。しかし、本来は一人も自死に追い込まれることがないような社会が理想と言えます。相談者の属性による行政の縦割りによる支援から、組織を横つなぎにして総合的な支援を行う「四條畷市地域生活困窮丸ごと支援会議」を令和元年に設置し、時には形を変えながら会議を重ねてきました。

「重層的支援体制整備事業」が各市町村の任意事業として令和3年度から新たに創設されました。大阪府内の、他の複数市町村が「重層的支援体制整備事業」を進めており、本市でも四條畷市地域生活困窮丸ごと支援会議をさらに深化させ、同事業の形づくりを進めます。

41 ページにいきます。第3章 計画の基本理念と基本目標です。計画の基本理念においては、継続して「みんなの力で地域からつくる暖かみのあるまち」としています。

42 ページです。地域共生社会の解説です。地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の

暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。国ではこの「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進しているところです。

42 ページ下部には、厚生労働省発出の図を掲載しております。その図の中の中央より少し上に、「支え・支えられる関係の循環 誰もが役割と生きがいをもつ社会の醸成」と記載がありますが、「地域共生社会」の内容をよく表している1文であると感じます。これまでは、例えば高齢者や障がいがある人はサービスを受ける側という一方的な関係であることが多かったですが、そうではなく、高齢者であれば体に無理のないようなボランティアなどの地域貢献や生きがいづくりなど、地域の輪の中に入り主体的に活動することが重要です。

43 ページです。第5期四條畷市地域福祉計画の基本的な考え方として、基本目標の3点を記載しています。31 ページで解説しました第5期計画での取組みが、この基本目標となっています。

44 ページの計画の体系では、基本理念、基本目標と基本目標の詳細として基本方針を設定しています。この後の各施策の展開ではこの基本方針ごとに解説しています。

45 ページから第4章 施策の展開となり、各施策の展開のページの見方を示しています。

46 ページに移りまして、ここから各施策の展開について解説しています。

基本方針1 地域のつながりづくりです。「第5期四條畷市地域福祉計画策定にかかるアンケート調査」で判明したのが、困ったときには地域で助け合うことは大切だと多くの方が感じているにも関わらず、実際のご近所づきあいは「あいさつする程度」の割合が最も高くなっています。いざ困ったときに、助け合いができる環境をつくるには、日ごろから互いに顔の見える関係づくりが大切です。

46 ページ中央の表をごらんください。施策の方向では「福祉教育の推進」と「福祉や各種団体活動に関する情報発信」を挙げております。「福祉教育の推進」では取組内容で「児童・生徒に対する福祉教育の充実」「地域交流ひろばの支援の充実」「認知症サポーター養成講座の実施」「こころのバリアフリーの啓発」としています。「福祉や各種団体活動に関する情報発信」の取組内容については「さまざまな地域での活動について、SNS等の媒体を利用した啓発」「福祉サービス利用についてSNS等の媒体を活用した情報発信」としています。また、第5期計画では市だけでなく「住民や地域に期待すること」として、「地域の行事や活動などに参加し交流を深める」「行事を企画するときは、誰もが参加しやすいような行事になるよう工夫する」「地域で困っている人がいれば、何かできることはあるか聞いてみる」の3点です。

目標とする地域の姿は、「地域住民同士で交流を深めることにより、困っていることなどを気軽に相談や、頼み事ができるようになり、互いに助け合えるようになる。」です。

47 ページ、基本方針2 地域活動の仲間づくりです。

四條畷市には、地域住民が主体となって取り組む福祉、環境、まちづくりなどのテーマ別の課題に対するボランティア団体、市民団体など各種団体が活動しています。「第5期四條畷市地域福祉計画策定にかかるアンケート調査」で、ボランティア活動への参加状況を尋ねたところ、現在参加している割合は4.5%とまだまだ低い状況です。しかし、今後参加してみたい方（「参加したい」「できれば参加したい」の回答の合計）が36.2%となっており、参加したい意向

を持ちながらも参加していない人を活動に結び付けるための取り組みが求められます。また参加したことがない理由としては、「仕事や家事で忙しい（時間がない）から」「高齢や健康上の問題があるから」の回答が多くある一方、「きっかけがないから」「活動団体を知らないから」という回答も多く、その課題を解消する取り組みを行うことで、新たな活動者の発掘につながると考えられます。

施策の方向、取組内容としては、「地域福祉を支える人材の発掘・育成」とし「次世代の担い手育成を目的とした、地域福祉を支えるボランティアの育成・活動を推進」「民生委員・児童委員の活動支援」「各種団体や活動についての情報提供」「地域における人権意識の醸成」を挙げています。

「住民・地域に期待すること」として、「イベントへの参加や活動の手伝いなど、できる範囲で各団体と関わる機会をもつ」「地域の活動やイベントに参加する」「各種団体や行政から発信する活動に関する情報を積極的に探してみる」「地域には外国人や障がいのある人など、様々な人がいることを理解し、個々の人権を尊重する」を挙げました。また基本方針2には、イベント・行事等の主催である地域団体にもお願いしたいこととして「ボランティア、各種団体に期待すること」の項目も設定しており、「丁寧な情報発信を行うとともに、誰もが参加しやすい機会づくりや場作りに努める」としています。

目標とする地域の姿は「多くの地域住民が積極的に地域のイベントやボランティア活動に参加することになり、住民同士のつながりが深まり、地域が活性化する。」としています。

48 ページ 基本方針3 地域活動の強化です。共生のまちづくりのためには、地域住民の地域活動への参加を強化することで、住民同士の支えあい活動につなげていくことが重要になってきます。また、一人暮らし高齢者や障がい者、引きこもりの方など、孤立しがちな方々を適切な支援に結び付けていくためには、自治会や民生委員・児童委員等の地域組織による、見守り訪問活動などを通して連携を深めていく必要があります。住民が様々な地域課題に関心を持ち、地域福祉の重要性への理解を深め、自分にできること、地域でできることを考えていけるよう、福祉に関する学習の機会や、地域課題を共有する機会の充実を図ります。

施策の方向としては「自治会活動等への支援」「地域での支え合い・見守り活動の推進」「協力事業者との連携による見守り活動の推進」「民生委員・児童委員活動との連携」を挙げています。

「自治会活動等への支援」に対する取組内容は「ふれあいサロン、小地域ネットワーク活動への支援」「自治会への加入促進」としています。「地域での支え合い・見守り活動の推進」に対する取組内容は「見守り活動を行う民生委員・児童委員が活動しやすいよう役割や制度、活動内容について周知し、理解の促進に努める」。「協力事業者との連携による見守り活動の推進」に対する取組内容は「事業者との協定を進め、協力事業者の日常業務を通じた見守り、気づき、発見を地域の安心につなげる」としています。「民生委員・児童委員活動との連携」に対する取組内容は「地域での声掛けや見守り、訪問活動による安心安全な地域づくりの活動を支援する」、「地域と連携した活動を推進できるよう、区・自治会をはじめとして、広く民生委員活動の周知

に取り組む」としています。「住民・地域に期待すること」としては「自治会へ加入し、地域の行事に積極的に参加し、地域の人と知り合いを増やし、つながりをもつ」、「高齢者や障がいのある方、生活に困窮している方などで、課題を抱えて暮らしている方に気付いた場合には、民生委員・児童委員や市、社会福祉協議会などの相談機関につなぐ」としています。「目標とする地域の姿」は、近隣で、気になる人や世帯に対する見守りが活発になり、一人ひとりを取り残されることがない、としています。

49 ページにいきまして、基本方針 4 関係各課を横つなぎにする支援体制の整備です。近年、個人や世帯が抱える地域生活課題は複雑化多様化しており、従来の高齢者や障がい者、子どもなどといった分野別での相談支援だけでは対応が困難な事例が増えてきています。また抱えている問題が複雑化し、相談したいと思っても、どこに相談して良いのか分からなくなり、結果どこにも相談できずに課題が深刻化しているケースも増えてきています。その改善のためには、分野にとらわれず課題を受け止める総合相談機能の充実や、相談を断らず、受け止めた困りごとを適切な支援につなぐ体制づくりが必要です。分野を超えた多様な機関との連携を強化し、困りごとを抱える人の様々なニーズに適切に対応できる専門性の高い相談支援に努めるとともに、多様な地域生活課題を包括的に受け止めることができる相談機能の強化を図ります。

「各課をまたいだ連携体制の強化」を施策の方向とし、取組内容は「既に設置している「四條畷市地域生活困窮丸ごと支援会議」をもとに、関係各課が連携し課題の解決へ取り組む」、「四條畷市地域生活困窮丸ごと支援会議」の発展させた形として、支援が重層的に重なる包括的な支援体制を検討・整備」としています。「住民・地域に期待すること」としては「困った時に S O S が出せるよう、地域での関係づくりに努める」、「困っている人を見かけたらひとりで抱え込まずに関係機関に相談する」としています。49 ページの下に、重層的支援体制整備事業のイメージ図を掲載しています。図にある通り重層的支援体制整備事業は、対象者の世代や属性を超えた相談を受け止め、必要な機関に繋ぐ「包括的相談支援事業」と、つながりや参加の支援に対応する「参加支援事業」、地域づくりのコーディネートを行う「地域づくり事業」の3事業を一体的に進めること、となっています。本市では先ほど出ました「四條畷市地域生活困窮丸ごと支援会議」を発展させ、重層的支援体制整備事業を形作る方向で検討しています。

50 ページにいきまして、基本方針 5 生きづらさを感じる人への支援です。生活に困窮している人の気持ちに寄り添った自立の支援と尊厳の確保、生活困窮者の支援を通じた地域づくりを推進します。

平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、罪を犯した人の社会復帰を福祉の面からも支えるため、地域の実情に応じた施策を位置づける市町村地域再犯防止計画の策定が求められました。本市では「四條畷市再犯防止計画」とし、「第 5 期四條畷市地域福祉計画」に包含しています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。その背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、いじめや孤立などの多様な社会的要因があり、そこから追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、生きていても役に立たないという役割喪失感などから、自殺に至ると考えられています。そのため、自死対策は、保健、医療、福祉、教育、労働そ

の他の関連施策との有機的な連携が図られ「生きることの包括的な支援」として実施する必要があります。「四條畷市自殺対策計画」も「第5期四條畷市地域福祉計画」に包含し、関係機関や団体、地域社会全体が連携し、一人一人がかけがえのない個人として尊重され、「誰もが自死に追い込まれることのない四條畷市」の実現を目指します。

施策の方向としては「生活困窮者支援」「さまざまな方に対する自立支援（再犯防止）」「自殺対策（四條畷市自殺対策計画）」の3点を挙げており、「生活困窮者支援」に対する取組内容は「生活に困窮している人の早期発見」「自立相談支援事業」を中心に、「家計相談支援事業」、「就労準備支援事業」を一体的に実施することで、生活に困窮している人への自立に向けた支援「生活に困窮している人への支援を通じた地域づくり」を挙げています。「さまざまな方に対する自立支援（再犯防止）」に対する取組内容は「四條畷市再犯防止計画」に基づき再犯防止対策を推進」としています。「自殺対策（四條畷市自殺対策計画）」に対する取組内容は「四條畷市自殺対策計画」を基に自殺対策を推進」としています。

「四條畷市再犯防止計画」「四條畷市自殺対策計画」につきましては、現在準備中です。次の専門部会には提出できるよう調整中ですので、申し訳ありませんが、次回までお待ちください。

「住民・地域に期待すること」としては、「困りごと・心配ごとができた時、一人で抱えず相談する」「周りの困りごとを抱えた人や世帯から相談を受けたときは、相談窓口について情報提供する」「公共の場で、困っている様子の人を見かけたら「お手伝いできることはありますか」と声をかける」としています。目標とする地域の姿は「生活に困窮している人や罪を犯してしまった人が、適切な支援を受けることができ、すべての住民がいきいきと生活できている、です。

52 ページにいきまして、基本方針6 権利擁護の推進です。誰もが暮らしやすい地域にしていくためには、地域の中でお互いに尊重し合うことの大切さをすべての住民が理解して、地域福祉活動に取り組めるよう、人権意識の高揚に取り組む必要があります。また、日常生活の中で起きる虐待やDVについては、早期発見と早期対応ができる各機関との連携が重要です。認知症や知的障がい、その他の精神上的障がいにより判断能力が不十分となっても、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、権利擁護支援のしくみを構築することが求められています。成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度を安心して利用することができる環境整備を進めます。施策の方向として「虐待対応の充実」「サービス利用者の権利擁護と支援」「成年後見制度の周知」「市民後見人育成の検討」を挙げています。「虐待対応の充実」として、「高齢者、障がい者、児童の虐待等について様々な媒体を活用した意識啓発、相談窓口の周知」「課題を抱える家庭を早期発見し、関係機関が分野横断的に対応」「安心して気軽に心配事の相談ができる体制の充実」を挙げています。「サービス利用者の権利擁護と支援」に対する取組内容としては「判断能力が不十分な人等への権利擁護の取組として、日常生活自主支援事業の周知」、「成年後見制度の周知」に対する取組内容は「成年後見制度の周知や制度の利用方法、相談窓口を周知し、利用を促進」、「市民後見人育成の検討」に対する取組内容は「大阪府内の市民後見制度の情報収集を行い、市民後見人養成・活動支援事業への参入を検討」としています。

「住民・地域に期待すること」として、異なる立場や価値観を知り、個人の人権を尊重する」「虐待やDVを受けている可能性のある人を発見した時は、すみやかに関係機関に通報する」「認知症や障がい等、権利擁護を必要とする人の相談にのり、行政や専門機関の相談窓口及び支援につなぐ」の3点を挙げています。「目標とする地域の姿」は「さまざまな支援の連携により、市民全員が自分らしく生活できるようになっている」としています。この後のページに、「四條畷市

成年後見制度利用促進基本計画」を掲載予定ですが、現在準備中です。

53 ページにいきまして、基本方針7 災害時の安心・安全の仕組みづくり です。地震や台風、豪雨などの自然災害が日本各地で毎年発生しており、防災の気運が高まっています。「第5期四條畷市地域福祉計画策定にかかるアンケート調査」において、「安心して生活していく上で、どのような問題や課題があると感じていますか」の項目で、「地域防災・防犯に関する問題」が高い値となっており、四條畷市においても、防災への関心の高まりが見えます。地域社会全体で防災対策の充実を図ることはもちろん、要配慮者、避難行動要支援者の視点での対策が必要となってきます。令和3年に改正された災害対策基本法において、避難行動要支援者ごとの避難支援を実施するための計画である個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。この計画は、災害が発生又は発生する恐れが生じた場合に、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ安全に実施するために、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰がどのように避難を支援するのかを、あらかじめ定めておく計画です。個別避難計画に基づく支援は、地域住民の支え合いに基づく制度であるため、地域の方の十分な理解がなければ成り立ちません。災害時に命を守る支援を強化するため、災害発生時の円滑な避難行動に備える活動を進め、安心して安全な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。「施策の方向」は「自ら避難が難しい人の把握」「個別避難計画の作成」の2点です。「自ら避難が難しい人の把握」に対する取組内容は「災害時の避難等に支援が必要な要介護者や重度の障がい者等の「避難行動要支援者名簿」を作成・更新し、避難行動要支援者の把握に努める。」、「個別避難計画の作成」に対する取組内容は「避難行動要支援者名簿」の情報を本人の同意を得たうえで関係機関と共有し、個別の避難経路や支援内容を定める「個別避難計画」の作成を促進する。」です。

「住民・地域に期待すること」として「日頃から指定避難所や避難経路などを確認しておく」「災害が起きる恐れがある場合には、最新の情報に注意して早め早めの行動を心がける」「地域で開催する防災訓練に参加する」「家庭での食料や水などの備蓄に努める」です。

「目標とする地域の姿」は「災害発生時、各自がスムーズに避難経路を通り指定避難所に避難できる。また、避難行動要支援者が個別避難計画により混乱することなく避難所に避難できる。」です。

54 ページにいきまして、基本方針8 誰もが安心して生活できる地域づくり です。高齢になっても誰もが安心して住み続けられるまちづくりには、交通体系の維持や移動手段の確保が求められ、道路や施設のバリアフリーだけでなく、情報が得やすい環境も必要となります。こうしたことから、生活の様々な場面で、人にやさしく、誰もが暮らしやすい環境を整備します。

施策の方向としては「バリアフリーの推進」「公共交通体系の確保」「移動支援の充実」「住宅確保要配慮者の支援」を挙げております。「バリアフリーの推進」に対する取組は、「子どもや高齢者、障がいのある人など、誰もが安全に安心して移動できるよう、建物や道路などのバリアフリー化を進める」「地域で市民のボランティア団体や社会福祉法人等による移動支援サービスが広がるよう支援する」「こころのバリアフリーの啓発」です。「公共交通体系の確保」に対する取組は「コミュニティバス、おでかけサポートタクシーなどの公共交通について、さまざまな年齢層の利便性も含め住民ニーズに合わせて必要に応じて見直しを行う」としています。「移動支援の充実」に対する取組は「障がいのある人や要介護認定者などに交通機関や福祉有償運送事業の利用助成を行い、自立支援や社会参加の環境整備を推進する」、「住宅確保要配慮者の支

援」に対する取組は「セーフティネット住宅（あんぜん・あんしん賃貸住宅）の周知に努める」です。「住民・地域に期待すること」は「外出支援や買い物支援など、自分たちで出来る「生活を支える取組」を考える」「高齢や障がい等により自ら情報を得にくい人が身近にいることを理解し、子どもや高齢者を含めて誰もがわかりやすい情報発信を心がける」「困っている人を見かけたら、「お手伝いできることはありますか」と声をかける」です。

「目標とする地域の姿」は「さまざまな年代、障がいがある人など関係なく、安心して社会資源を利用し、自分らしく豊かに生活することができる。」です。

以上が第5期四條畷市地域福祉計画における施策の展開となります。

55 ページです。第5章 計画推進に向けて、です。

1、庁内の推進体制では、地域を構成するさまざまな主体と行政が連携し、それぞれの役割を担い、協働した上で活動の充実を図り、本計画を推進します。

2、推進状況の定期的な推進では、半期ごとに「四條畷市福祉計画検討委員会」において計画の進行状況を定期的に点検、評価、改善します。また、下記のPDCA サイクルに基づき、計画の推進に努めます。

今回は準備していませんが、第6章 資料編としまして、「第5期四條畷市地域福祉計画策定にかかるアンケート調査報告書」、福祉計画関連の条例、規則、要綱、「四條畷市福祉計画検討委員会」「四條畷市地域福祉計画策定専門部会」の委員名簿や策定経過、用語集を掲載する予定です。

事務局からの説明は以上です。

【小寺部会長】

ありがとうございました。事務局から第5期地域福祉計画の説明がありました。みなさんご意見をお願いします。

【北井委員】

凄く具体性が出ていい方向に向かっているという感じがしました。施策にしたものを、更に現場では具体的にやっていくという事が、いいかなと。数字を変えただけで目標等はそのままといったようなことでもなかったです。いい方向に向かっているかなと結論付けました。

【山本委員】

2つほど。1つは社会参加や地域自治会活動に参加したことがない人について、かなりのパーセンテージが出ています。コロナの時期だったため何も活動してないから行かなかったということもかなりあるかと思います。しかし自治会活動がともすれば伝統的な行事の推進だけに偏って地域住民の多様な要求に応えられる体制になっていないのではないかなということを感じます。民生委員さん児童委員さんが、色々工夫されているけどもやっぱり若い人向けのものといったものは、子育てぐらいですか。特に高齢者の居場所としての公民館活動はほとんどないでしょうね。高齢者がサロンの通える講座も地域コミュニティを作るうえで、もの凄く大事だと思うんですけども。そう言った活動も全然してないし、若い人がママ友と話ができるようなそんな所もないので進まないということもあるのではないかな、と思います。

それともう一点。防災への関心は高いですね。ところが安全に避難できれば良いけど、実際は電気が消え、雨、風強くその中で年寄りが誰の助けもなく安全に避難するのは難しい。であれば、これは見守りであったり、近所の中でこんな災害の時は、どの人を私たちは助けに行かなければ

ればいけない等、小さい自治会の班みたいな単位で考えていかないと、高齢者が家に置いてけぼりになってしまうのではないかと思います。計画しててもそれを担う者が存在しない限り絵に描いた餅になって誰も避難所に来なかった事になるかも知れない、と危惧します。

【小林委員】

居場所づくりは、私達はもう取り組んでおまして。自由に子育て中のお母さんが、交流できるように自治会館を解放してしまして。今日も子供さんを連れて来て頂いていると思います。また高齢者ですが、自治会館主体だと遠くで行けない方もいらっしゃるって、場所は色々考えております。それと、避難行動要支援者ですね。その名簿を頂いていますが、個別計画は皆さんの協力がなければいけないので、なかなか取り組むことができていないのが現状です。

【北井委員】

基本目標ですけど、1と2はともかく、3は違和感がありますね。1の地域で支え合う町づくり、2は包括的な支援づくりで、そういう体制が望ましいところなのですね。3誰もが安心して暮らすことができるまちづくりという目標でもあるし方法論でもあると思うのですが、これは目標でしかない。誰もが安心して暮らすことができると、いいよね、という話ですね。基本方針7番8番がその内容なんだけでも、3番だけが、違和感がある。例えば、安心安全の快適な町づくりなんかが良いのかな、と思います。皆さんのお気持ち、意見を聞いていただいていい方向にして頂きたいと思います。

【小寺部会長】

地域を支えます、と書いてあるがホームページが出来るようなタイトルがいいかなという感じがします。

私の方から何点かお聞きしたいのですが。1点目は、計画の3ページの各計画の位置付けなのですが、なわて子育て支援事業計画というのが入っていたのですが、なぜカットされているのですか。

【宮地主任】

子ども・子育て支援事業計画が、子ども子育て会議で決定しているものであり、以前とは違う形で審議会をもっているのです、子ども・子育て支援事業計画になるのではないかと今回変更しました。

【小寺部会長】

わかりました。それと、今回かなり議論になっている、基本方針4で関係各課を横つなぎにする支援体制の整備、いわゆる縦割りを無くすとゆうようなことで国がかなり押し進めてられています。そういう体制を重層的支援体制整備事業ということで、イメージもありますけども各種課題に通じているのですね。ただ四條畷市の場合は、以前からここに書かれている四條畷市地域生活困窮丸ごと支援会議という取組みをされてしまして、縦割りを無くしたような支援体制を構築していこうという目的をもった会議なので、このあたりが重層的支援体制整備事業の基盤になるかなと思います。他にございませんか。

【中村委員】

基本方針1にあたって、福祉教育の推進という文言があります。教える「教育」を使うとどうしても教育機関などが連想してしまうのですが、色々な研究会に出ると、教育の「教」は共通の「共」を使用し、共に育むみたいな形で表わされる事が多いです。やはり子供だけじゃなく幅広い世代に地域で活動されている方、されていない方も含めた福祉教育とか学び場とかは凄く大切

かなと思いますし、それを伝え合える場が今少ないだとか、地域の公民館の活用などの話もありましたけども、そういった事で伝え合える事が凄く大切なのかなというふうに思いました。居場所づくりとか交流の場作りは本当に大切だしその方針の中に地域のつながりづくりという所に繋がっていくのかなと思いました。

【小寺部会長】

よろしいですか。事務局何かありますか。

【事務局】

はい。様々なご意見ありがとうございます。頂いたご意見に関しましては、一度お預かりしまして検討させていただきます。その結果は次回会議で報告させていただきます。

【川岸委員】

基本計画で、数値目標を必ず達成しなければいけないのか。基本計画の中で、それ程気になるところは無かったですけども元のベースになった物が、1000人の調査ということですけど1000人をどうゆう選び方をしたのか。また、のちに用語集を付けられると思うんですけど、余り難しい用語はなかったと思いますが、ゲートキーパーというあまり聞きなれない用語がありました。ゲートキーパーという言葉の意味を教えてくださいませんか。

【事務局】

ありがとうございます。アンケート調査に関しましては、18歳以上の市民で男女問わず完全無作為抽出です。その中で、433通のご回答を頂いております。アンケート調査の結果の冊子を、以前提供させていただいたかと思っております。その中で回答者の属性や年齢など色々なデータが出ております。今申し上げられる様なデータ整理ができておりませんが、そのあたりを見て頂ければ幸いです。また、ゲートキーパーに関しては、用語としましては、自殺願望がある方を引き止めるといったようなキーパーソンになるような方がゲートキーパーの説明になるかと思っております。また用語集の中に入れさせていただきます。よろしく願いいたします。

【小寺部会長】

よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。そうしましたら 意見交換は、これで終わりたいと思います。次第の5番になります。今後のスケジュールについてお願いします。

【事務局】

本日、活発なご意見ありがとうございます。頂いたご件に関しましては、また検討させていただきます。結果は改めてお伝えしたいと思っています。

では、今後の予定をお伝えしたいと思います。次回の地域福祉計画策定専門部会ですけども。近々で申し訳ないですけども11月20日、月曜日を予定しております。今日から3週間程度しか日が開いていませんが、今後のスケジュールを考えると、これでもぎりぎりな状況になっております。皆さんご多忙のところ申し訳ありませんがこの日程についてご了承頂きたいと思っております。この福祉計画策定専門部会につきましては、次回で終了と言う事になります。残り少なくなって来ましたが、よろしく願いたいと思っております。場所に関しては総合センターの部屋になると思われま。また改めまして開催通知を早めにお送りさせていただきます。事務局からは以上です。

【小寺部会長】

ではこれで本日の審議は終了させていただきます。皆様、ありがとうございました。